

○岡山市立犬島自然の家条例施行規則

平成10年11月24日
市教育委員会規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立犬島自然の家条例(平成10年市条例第51号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 岡山市立犬島自然の家(以下「自然の家」という。)に所長を置く。

2 自然の家に主事その他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主事その他の職員は、上司の命を受けて所務に従事する。

(事務)

第4条 自然の家における事務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自然の家事業の企画及び執行に関すること。
- (2) 利用者に対する指導及び助言に関すること。
- (3) 使用料の収納に関すること。
- (4) 施設・設備の維持管理に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 文書の收受発送及び保存に関すること。
- (7) 調査、統計、記録に関すること。
- (8) 広報、宣伝に関すること。
- (9) その他自然の家の事務に関すること。

(休所日)

第5条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日(7月15日から8月31日までの期間を除く。)。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日以後最初に到来する祝日法による休日でない日

(2) 12月29日～1月3日

2 所長が、自然の家の管理上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(勤務時間等)

第6条 職員の勤務時間及び休憩時間は、所長が別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、岡山市教育委員会事務局職員の例による。

(使用の申込み)

第7条 自然の家を使用しようとする者は、自然の家使用許可申請書(様式第1号)により岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に使用日の10日前までに申し込まなければならない。ただし、宿泊室を休憩により使用する場合並びに食堂・厨房、風呂及びシャワーを使用する場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の使用を許可したときは、自然の家使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由で使用ができなくなった場合
(2) その他教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

(事務決裁)

第9条 岡山市立犬島自然の家の事務決裁については、次項に定めるものを除き、岡山市教育委員会事務処理権限規則(平成23年市教育委員会規則第11号)に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程(平成7年市教育委員会訓令甲第1号)の規定を準用する。この場合において「課長」とあるのは「生涯学習課長」と読み替えるものとする。

- 2 自然の家の施設等の使用許可及びその取消しの決定は、所長の専決事項とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、自然の家の管理について必要な事項は、教育委員会の承認を得て生涯学習課長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成11年市教育委員会規則第5号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年市教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成14年4月1日から

施行する。

附 則(平成21年市教育委員会規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年市教育委員会規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市教育委員会規則第14号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年市教育委員会規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市教育委員会規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年市教育委員会規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

岡山市立犬島自然の家使用許可申請書							
							年 月 日
岡山市教育委員会 様							
〒 _____							
住 所 _____							
氏 名 _____							
(団体の場合代表者) _____							
TEL _____ (FAX) _____							
下記のとおり使用許可を申請します。							
使用施設	使 用 内 容 等						
宿 泊	令和	年	月	日	午後 4時から		
	使用人数	大人	人	小人	人	午前10時まで	4歳未満 計 人
休 憩	令和	年	月	日	(時)から(時間)		
	使用人数	大人	人	小人	人	4歳未満 計 人	人
天体観測室	令和	年	月	日			
天体講習室 (~80人程度)	令和	年	月	日	(時)から(時間)		
			月	日	(時)から(時間)		
			月	日	(時)から(時間)		
研 修 室 (~10人程度)	令和	年	月	日	(時)から(時間)		
			月	日	(時)から(時間)		
			月	日	(時)から(時間)		
※食堂・厨房	令和	年	月	日	(時)から(時間)		
※風呂・シャワー	令和	年	月	日			
シーカヤック	令和	年	月	日	午 前 ・ 午 後		
	使用人数	大人	人	小人	人	計 人	
	使用艇数	艇		(小学校4年生以上)			
通信欄							

- ◎ ※は宿泊・休憩の場合は記入不要です。
- ◎ 小人とは4歳~中学生です。ただし、シーカヤックの使用は、安全性を考慮し、対象を小学校4年生以上とする。

様式第2号(第7条関係)

岡山市立犬島自然の家使用許可書					
					許可第 号 年 月 日
様			岡山市教育委員会		印
下記のとおり使用を許可します。					
記					
使 用 区 分	内 容				
宿 泊	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用室：	洋室・和室	午前・午後		
	使用人員：	男 人(大人 人, 小人 人)			
		女 人(大人 人, 小人 人)			
		計 人(大人 人, 小人 人)			
休 憩	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用室：	洋室・和室	午前・午後		
	使用人員：	男 人(大人 人, 小人 人)			
		女 人(大人 人, 小人 人)			
		計 人(大人 人, 小人 人)			
天 体 観 測 室	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)			
天 体 講 習 室	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)			
研 修 室	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)			
食 堂 ・ 厨 房	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)			
風 呂	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)			
シ ャ ワ ー	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)			
シ ー カ ャ ッ ク	使用期間：	年 月 日	午前・午後	時から	時まで
	使用艇数等：	艇(使用人員 人)			
備 考					

※小人とは4歳以上中学生以下の者をいい、大人とは小人以外の者(4歳未満の者を除く。)をいう。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)